

議 会 運 営 委 員 会

令和 8 年 9 月 8 日 (火)

予算決算委員会終了後

開議 時 分

閉議 時 分

第 4 委 員 会 室

出席者

〔委 員〕岡本委員長、小川副委員長、

今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、西田清久委員

〔議長団〕澁谷議長、笹田副議長

〔委員外議員〕遠藤議員、森谷議員

〔事務局〕下間局長

議 題

1 請願審査

(1) 請願第 124 号 市民への接触制限等に係る行政プロセスの客観的検証、および地方自治法に基づく議会の監視機能と請願審査義務の適切な履行を求める請願について

(2) 請願第 125 号 議会事務局業務の DX・効率化についての検討を求める請願について

(3) 請願第 126 号 請願の提出件数のみによる評価の見直し及び「声なき市民の声」を反映する議会審議のあり方についての検討を求める請願について

2 その他

・委員会活動レポート（議会だより Vo1. 83）の原稿について（委員間で協議）

請願書

請願第124号

令和 8年 8月 14日

【件名】

市民への接触制限等に係る行政プロセスの客観的検証、および地方自治法に基づく議会の監視機能と請願審査義務の適切な履行を求める請願

浜田市議会議長 殿

【紹介議員】

浜田市議会議員：森谷 公昭

【請願者】

住所：697-0034 浜田市相生町 3773-1

氏名：株式会社 コムサグリ

連絡先電話番号：09083610522

【請願の趣旨】

浜田市行政(執行部)が特定の市民に対し、客観的証拠の提示や適正手続き(デュ・プロセス)を経ることなく、主観的な職員の内部報告のみに基づいて「不当要求行為者」と認定し、接触禁止や警告書の送付といった制限措置(以下、「接触制限等」という)を行う事案が発生している。

これに対し、市民の正当な権利(質問権、意見表明、表現 of 自由)の不当な侵害を防ぎ、行政プロセスの公正さを確保するため、議会に対して事実関係の客観的な検証と是正を求める請願(第72号・第73号)が提出された。しかしながら、先の審査において議会は、地方自治法が定める自らの監視機能や審査義務を誤解あるいは放棄する不合理な理由(「議会の範疇を超えている」「事実関係の判断が難しい」「司法に委ねるべき」等)を並べ、客観的証拠(録音データ等)の検証手続きすら拒絶した上でこれを否決した。

このような対応は、二代表制における「行政の監視機関」としての議会の存在意義を自ら否定するものであり、地方自治法が要請する請願審査義務の懈怠(不作為)にほかならない。

よって、議会が本来有する監視権限(地方自治法第98条等の検査権)を正しく行使し、行政プロセスの客観性を主体的に検証するとともに、法とルールに基づいた誠実な請願審査を適切に履行することを強く求める。



【請願事項】

- 1. 行政(執行部)が市民に対して行った「不当要求認定」および「接触制限等」について、その根拠とされた対応記録(録音データ、起案文書等)の客観的妥当性を、地方自治法第 98 条第 1 項に基づく「検査権(書類等の検閲)」を公式に行使して、議会として主体的に検証すること。
- 2. 今後の請願審査において、「司法に委ねるべき」「主張が異なり判断できない」等の「地方自治法の原則に反する理由」による審査・検証の回避をやめて、住民の代表機関として誠実にその適否を判断(意思決定)すること。

【請願の理由】

前回の請願(第 72 号・第 73 号)審査における各議員の反対理由に対する詳細な検証

先の請願(第 72 号・第 73 号)の審査において、反対した各議員が主張した具体的な反対・否決理由は以下の通りである。
これらの理由は、地方自治法、請願の基本原則、および住民代表としての役割に照らし、著しく法解釈を誤っているか、論理的に破綻しており、議会としての「行政監視機能の放棄(懈怠・不作為)」にあたる。

反対議員別・反対理由と法的検証の対照表

浜田市議会 請願第 72 号・第 73 号 反対議員の主張に対する法的検証対照表

作成日: 2026 年 8 月 14 日 | 地方自治法・請願法に基づく検証 | v1.0

議員名	主な反対理由(第 72 号・第 73 号より)	地方自治法および法的原則に基づく検証(反論)	議会の「責任放棄」とされる理由
西田	議会が判断できる範疇を超えているため。	地方自治法第 98 条第 1 項(検査権)は「普通地方公共団体の事務」全般を対象としており、行政が市民に行った不当要求認定プロセスに疑義がある場合、書類や記録を検査することは完全に議会の範疇です。	【監視機能の不作為】 自らに与えられた監視権限(検査権)の範囲を自ら狭め、行政の不適切な行為を黙認する姿勢。

今田	議会が判断できる範疇を超えているため。	西田一平議員と同様。行政プロセスの妥当性を調査することは二代表制の一翼を担う議会の主要な義務であり、「範疇外」と逃げることは職責の自己否定です。	【監視機能の不作为】 行政に対するチェック機能を自ら縮小し、市民に対する不公正な処分を傍観する結果を招く。
岡山	議会が判断すべきものではないと考えるため。	『逐条地方自治法』の法解釈において、「請願内容が当該議会等で措置し得るか否かの判断は、請願審査の過程で議会が自ら判断すべきこと」とされています。判断を回避すること自体が法理に反します。	【請願審査義務の懈怠】 憲法第 16 条に基づく請願に対し、議会が「判断すべきではない」と審査と事実解明を拒む不誠実な対応。
花田	この問題について、議会が判断するものでないと思う。	岡山令子議員と同様。行政処分により市民の権利が不当に侵害されている疑いがある以上、そのプロセスの妥当性を判断し、是正を求める(法第 125 条)ことは議会本来の職務です。	【請願審査義務の懈怠】 市民の基本的人権を守る防波堤としての役割を放棄し、手続きの誠実審査義務を怠る態度。
戸津川	適正に処理されており、問題ない。議会が介入すべき案件でない。	「本当に適正に処理されているか」に録音データとの乖離などの重大な疑義があるため請願が出ています。検証すべき議会が、客観的な証拠を何一つ確認せずに「適正」とみなすのは極めて不当です。	【チェック機関の機能不全】 行政の自己弁護(「適切に行っている」という主張)を無検証で追認するだけの「お墨付き機関」への墮落。
村木	執行部からの説明で、手続きは適正に処理されており、問題ないと判断したため。	一方の当事者である執行部の「説明(自己弁護)」のみを根拠とし、他方(市民側)の提示する録音データ等の客観的証拠と突き合わせる検証を怠った、不公正な審査姿勢です。	【チェック機関の機能不全】 行政を監視するはずの議会が、行政の一方的な言い分だけを無条件に鵜呑みにして審査を打ち切る怠慢。
大谷	議会が判断するものではないため。	岡山・花田議員と同様。市民から提出された正式な請願に対し、議会が「自ら判断を下す職務」を最初から放棄する姿勢は、地方自治法第 124 条・第 125 条の規定を無視するものです。	【請願審査義務の懈怠】 請願を誠実に審査し、合議体として意思決定(採択・不採択等の判断)を下すべき議員としての責任放棄。
沖田	個人間の対応や会話のやりとりの捉え方は個人差があるため、議会で判断することは難しいため。	行政が行ったのは、市民の権利を著しく制限する「公式な処分・措置(接触制限等)」です。これは「捉え方の個人差」という主観の問題ではなく、客観的証拠(不当要求に該当した言動を示す録音等)の有無という実証的な事実関係の問題です。	【事実究明権限の不作为】主張が食い違うからこそ、法第 98 条に基づく検査権を用いて「事実(録音データ等)」を確認すべきなのに、「難しい」と言い訳して逃げる姿勢。

足立	議会が判断すべきことではないため。	他の判断回避議員と同様。市民が被っている不当な行政行為を検証・是正要求することは、二元代表制における議会の一丁目一番地の仕事であり、判断を放棄することの言い訳になりません。	【請願審査義務の懈怠】 市民が基本的人権の救済を求めてきたことに対し、議会が窓口を閉ざす(門前払いする)に等しい職責放棄。
柳案	議会が判断するものではないため。	議会が「判断をしない」ということは、市民の請願を形式的な手続きだけで葬り去ることを意味します。これは、誠実に処理すべきとする憲法第16条・請願法第5条の精神を損なうものです。	【請願審査義務の懈怠】 不当な行政行為に泣く市民を救済するための請願審査プロセスを単なる形式的な儀式に形骸化させる行為。
串崎	議会の判断するものではない。	住民の代表機関である議会が、行政の行う「市民排除」という重大な権限行使の適否について「判断しない」とする態度は、主権者たる市民に対する重大な背信行為です。	【監視機能の不作为】 行政が市民に対して行った制限措置の適正手続き(デュー・プロセス)を監視・是正する役割の完全な放棄。
小川	行政執行における最良の範疇であって規範に則り適切に行われており問題はない。/ 労働者保護と労働環境の保全是雇用者の責務であり妥当な運用である。	労働環境の保全是極めて重要ですが、それが「客観的証拠なしに特定の市民を排除する」手段として濫用・誤用されてはなりません。その濫用の有無を客観的に検証(監視)することこそが議会の任務です。	【チェック機関の機能不全】 行政側の「最良の範疇」「適切に行われている」という弁明を、証拠検証もせずに妄信する、監視機能の全き形骸化。
笹田	個別事案に係る判断は議会が行うべきものではないため。/ 個別事案の事実認定や是正は議会の役割ではないため。	行政が行った個別具体的な「不当要求認定」や「排除」が妥当かどうかを検証することこそ、行政の暴走監視と市民の権利救済という議会の最大の任務です。個別案件の検証から逃げては監視は不可能です。	【監視機能の放棄】 一般論の議論に終始し、行政による個別具体的な市民への権利侵害や処分権限の濫用に対するチェックを一切拒否する姿勢。

岡本	本件は個別事案に係る事実認定や法的判断を含むものであり、議会がその是非を判断する範囲を超えるものとする。 / 本件は係争中(※第73号)の案件であり、事実認定や法的判断は司法の場に委ねられるべきものとする。議会がその是非を判断することは適当ではない。	裁判所は事後的な法適用の争いを裁きますが、議会は行政が下した認定手続き自体が不当ではないかを「監視機関」として随時検証します。司法と議会は独立しており、司法で争われているからといって議会が自らの監視権(第98条、第100条)や請願審査義務を停止・放棄する法的根拠はありません。	【監視機能の放棄(司法への丸投げ)】「司法」「係争中」を口実にして、行政プロセスが適切であったかを独自にチェックする議会固有の権利と義務を自ら停止・放棄する態度。
芦谷	行政の執行及び処分として確定している。	「確定した行政処分」だから議会が介入できないというのは完全な法理の誤解です。処分として確定しているからこそ、その不公正さや不当性がある場合に、議会が法第125条に基づき正(見直しや撤回)を求めるために請願を審査・採択することが認められているのです。	【請願審査権限の否定】 行政が一旦下した決定(処分)に対しては、議会は何も言えないとする、首長(執行部)優位の誤った従属的姿勢。
佐々木	双方の主張が違い、議会として判断できないため。	「双方向の主張が食い違っている」からこそ、議会は法第98条第1項の検査権を公式に行使して、録音データや文書などの「客観的証拠」を提出させ、突き合わせて事実関係を明らかにする法的責任を負っています。	【事実究明権限の不作為】 事実を究明する強力な調査権限を与えられているにもかかわらず、その権限を一切使わずに「判断できない」と言い訳して否決する怠慢。
西田	議会としては判断ができない。	議会は合議体として団体意思を「意思決定(判断)」するために地方自治法第89条に基づき置かれている機関です。「判断できない」というのは、自らが意思決定機関の構成員であるという自覚を著しく欠いた発言です。	【意思決定機関としての自己否定】 住民から選ばれた代表でありながら、行政運営の是非について自ら「意思決定を下す責任」を一方的に拒絶する行為。

川神	認定された側と職員との捉え方、感じ方には個人差もあり、その判断は議会でやるものではないと考える。	沖田議員と同様。市民排除という重大な不利益処分を「捉え方」「感じ方」という個人の主観にすり替えています。これは主観の問題ではなく、客観的証拠の有無という実証的な事実問題であり、その検証は完全に議会の職務です。	【事実究明権限の不作为】 主観的な精神論に問題をすり替えることで、行政の不適切な権限行使を隠蔽・追認し、事実関係の検証を拒否する姿勢。
----	--	--	--

理解を深めるため個別対応表(上記)を見ながら下記1. 2. 3. を考えて頂きたい。

1. 行政による市民への制限措置と、客観的検証の必要性

行政による「不当要求行為の認定」や「接触禁止通知」は、市民の市政に対する要望や意見表明といった憲法上の権利を著しく制限・排除する、極めて重大な行政権の行使である。このような制限措置を行うにあたっては、言動が不当であったことを示す「客観的かつ明確な証拠(録音データ等)」の存在と、対象者への「弁明の機会の保障(適正手続き)」が不可欠である。

しかしながら、行政側は主観的な職員の内部報告や要領(ガイドライン)の形式的な適用のみを根拠とし、市民側の紳士的な対応記録(録音等)を精査しないまま一方的に処分を下している疑いが強い。このプロセスの妥当性を客観的にチェックできるのは、市民の代表たる議会をおいて他にない。

2. 地方自治法第98条・第100条が定める議会の「行政監視機能」

地方自治制度は、首長(執行部)と議会がそれぞれ直接選挙で選ばれ、相互にチェック&バランスを働かせる「二代表制」を採用している。このため、議会は執行部の独走や濫用を防ぎ、公正な行政運営を確保する「監視機関」としての重大な法的義務を負っている。

地方自治法第98条第1項は、議会に対し「普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、並びに長(中略)に対し報告を求める」ことができる強力な「検査権」を与えている。さらに同法第100条は、市政全般について強制力を伴う調査を行う「調査権(百条調査権)」を保障している。したがって、行政の不当要求認定プロセスに重大な疑義が生じている場合、議会が第98条の検査権等を用いて客観的証拠を自ら突き合わせ、事実関係を究明することは、法的に完全に認められた正当かつ中核的な職務である。これを「議会の範疇(範囲)を超えている」「個別事案への介入」と捉えるのは、地方自治法における監視権能の解釈として著しく誤っている。

3. 請願審査義務の誠実履行と「判断回避」の違法性・不当性

日本国憲法第16条および地方自治法第124条・第125条に基づき、議員の紹介を得て正式に提出された請願は、議会に対し「必ず受理し、誠実に審査・意思決定する法的義務」を生じさせる。

『逐条地方自治法』(松本英昭著)の逐条解説等において、「請願内容が当該議会等において措置しうるものであるかどうかというようなことは、請願審査の過程において議会が判断すべきことである」と明確に示されている。

すなわち、請願内容が妥当か、あるいは議会として措置を求めるべきでないかを精査し、最終的な意

思決定(採択・不採択等の判断)を下すこと自体が、法が議会に求めている任務そのものである。「双方の主張が違い議会として判断できない」「判断をすべきではない」として検証や意思決定そのものを回避・拒絶することは、法が求める「誠実審査義務」の不履行(形骸化)であり、手続き的な不当性を免れない。

以上の理由により、浜田市議会が二元代表制の原点に立ち返り、自らの正当な監視権限を自覚し、法とルールに則った厳正かつ誠実な審査および事実検証を適切に履行することを請願する。

本法的検証は、日本国憲法第 16 条、地方自治法第 89 条、第 98 条、第 100 条、第 124 条、第 125 条、および総務省関連資料・判例・解説の法的枠組みに基づき、浜田市議会における請願第 72 号、請願第 73 号の反対理由を検証したものである。

議会事務局業務のDX・効率化についての検討を求める請願

令和8年8月14日

あて先

浜田市議会議長 様

請願者

株式会社コムサグリ

住所: 浜田市相生町 3773-1

電話番号: 090-8361-0522

紹介議員

森谷公昭

1. 請願事項

浜田市議会事務局について、現在行われている業務の必要性、業務量、費用対効果等を検証するとともに、AI・DX等の活用による業務効率化や業務の見直しについて検討することを求めます。

2. 請願理由

浜田市においても、人口減少等に伴う職員不足への対応が重要な課題となっています。

その中で、市役所全体だけでなく、議会事務局についても限られた人員を有効に活用する必要があります。

これまで行われてきた業務についても、

「本当に現在も必要なのか」



「別の方法で効率化できないか」

「AI やデジタル技術によって代替・簡素化できないか」

「投入している人員や経費に見合う効果があるのか」

という視点から定期的に検証することが重要です。

特に、生成 AI やデジタル技術は急速に進歩しており、文書作成、情報整理、議事録作成、資料作成等、議会事務局の業務を補助できる可能性があります。

もちろん、AI には誤情報を生成する可能性があるため、人間による確認・判断を前提とする必要があります。

しかし、AI を一律に排除するのではなく、人間が確認・判断することを前提として、活用可能な業務を検討することが重要です。

また、業務を効率化することは、単に人員を削減することを目的とするものではありません。

限られた人員を、議会運営において本当に必要な業務、より高度な判断を必要とする業務、市民への情報提供など、より重要な業務に振り向けることが目的です。

そのため、議会事務局についても、業務の必要性、業務量、費用対効果を検証し、AI・DX 等を活用した効率化や業務の見直しについて検討することを求めます。

以上、お願いいたします。

請願の提出件数のみによる評価の見直し及び「声なき市民の声」を反映する議会審議のあり方についての検討を求める請願

令和8年8月14日

あて先

浜田市議会議長 様

請願者

株式会社コムサグリ

住所:浜田市相生町 3773-1

電話番号:090-8361-0522

紹介議員

森谷公昭

1. 請願事項

浜田市議会における請願・陳情等の審査について、提出件数の多寡や提出方法等の形式だけによって評価するのではなく、提起された課題の内容、公益性、必要性及び市民生活への影響等を総合的に考慮して審議することについて検討することを求めます。

また、表立って意見を述べるのが難しい市民の意見や、個別の相談・要望等から見えてくる市民の課題を、適切に議会審議や政策形成につなげるための方法について検討することを求めます。

2. 請願理由



(1) 請願は市民が議会に意思を伝える重要な手段

地方議会における請願は、市民が自らの意見や要望を議会に直接伝え、議会において審議を求めるための重要な制度です。

市民の中には、行政や地域社会に対して問題や疑問を感じていても、

- ・ 人間関係への影響を心配する
- ・ 地域での立場を考えてしまう
- ・ 周囲からどのように見られるかを気にする
- ・ 行政や議会に意見を述べることに抵抗を感じる
- ・ 問題を指摘することでトラブルになることを避けたい

などの理由から、積極的に声を上げることができない人もいます。

したがって、議会に届く意見だけをもって、市民全体の意見やニーズと判断することには一定の限界があります。

(2) 提出件数だけでは市民の意思を正確に判断できない

請願について、その提出件数が多いか少ないかということは、一つの参考情報にはなります。

しかし、提出件数の多寡だけをもって、その問題の重要性や公益性を判断することには慎重であるべきです。

例えば、一人の市民から提出された請願であっても、市民生活に広く関係する重要な問題である可能性があります。

反対に、多数の署名や意見が集まった案件であっても、その内容については、公益性や実現可能性等を個別に検討する必要があります。

したがって、

「何件出されたのか」だけではなく、「何が問題となっているのか」

を中心に審査することが重要です。

(3)「声なき市民」の存在にも目を向ける必要性

行政や議会に対して積極的に意見を述べる市民だけではなく、普段は何も発言しないものの、実際には行政サービスや地域の課題について問題意識を持っている市民も存在します。

こうした市民の意見は、通常のアンケートや公聴会、請願等だけでは十分に把握できない場合があります。

そのため、議会としても、

- ・ 市民から寄せられる個別相談
- ・ 議員が日常の活動を通じて把握する意見
- ・ 地域活動の中で出される課題
- ・ アンケート等による意見
- ・ 請願・陳情等によって提起される問題
- ・ 一般質問や政策提言を通じて明らかになる課題

など、様々な情報を総合的に捉えることが重要です。

(4)個人の声を公益的な政策課題へつなげる仕組み

一人の市民から寄せられた相談や意見であっても、その背景に同様の問題を抱えている市民が多数存在する場合があります。

そのため、議会においては、単に「一人から出された意見だから」として扱うのではなく、

「この問題は他の市民にも共通する課題ではないか」

という観点から検討することも必要です。

議員が市民との対話等を通じて把握した個別の課題について、一般質問、政策提言、委員会での調査等につなげることにより、個人の問題を市政全体の政策課題として検討することが可能となります。

(5)請願の形式だけでなく内容を重視した審議

請願を審査する際には、提出者の人数、提出回数、提出形式等についても一定の確認が必要ですが、それらが議論の中心となり、請願そのものが提起している政策課題の検討が十分に行われないことがあってはなりません。

請願の審査においては、

- ・ 何が問題なのか
- ・ 市民生活にどのような影響があるのか
- ・ 公益性があるのか
- ・ 行政として対応する必要性があるのか
- ・ 実現可能性はあるのか
- ・ 他の自治体ではどのような対応をしているのか

といった点を総合的に検討することが重要です。

3. 具体的に検討を求める事項

以上を踏まえ、浜田市議会において、次の事項について検討することを求めます。

① 請願の提出件数だけによる評価の見直し

請願の審査において、提出件数の多寡や提出形式のみをもって否定的な評価を行うのではなく、請願の内容、公益性、必要性及び市民生活への影響等を総合的に審議することについて検討すること。

② 少数意見や表面化しにくい意見の把握

公の場で意見を述べるのが難しい市民や、積極的に声を上げることのない市民の意見についても、可能な限り把握し、議会審議に反映させるための方法について検討すること。

③ 個別の市民意見を政策課題につなげる仕組み

議員が市民との日常的な対話や相談活動等を通じて把握した個別の意見について、公益性や市政への関連性を検討した上で、一般質問、委員会活動、政策提言等につなげる仕組みについて検討すること。

④ 多様な市民意見を総合的に判断する議会運営

請願・陳情、一般質問、市民からの相談、アンケート、地域活動等、様々な方法によって寄せられる市民の意見を総合的に捉え、市民ニーズをより適切に把握する議会運営のあり方について検討すること。

4. まとめ

議会の役割は、単に多くの声を聞くことだけではなく、表に出ている声と、表に出にくい声の双方を捉え、その中から市政全体に関わる課題を見いだしていくことにあります。

請願についても、提出件数や形式だけに目を向けるのではなく、その請願が何を問題として提起しているのか、その問題が市民生活にどのような影響を及ぼすのか、公益性があるのかという本質的な部分を審議することが重要です。

また、一人の市民から寄せられた意見であっても、その背景に同じ問題を抱える市民が存在する可能性があります。

そうした個別の声を議員活動や一般質問、委員会活動、政策提言等につなげることで、これまで表面化していなかった市民の課題を市政の改善につなげることができます。

以上の観点から、浜田市議会において、請願の提出件数や形式だけによる評価を見直し、請願の内容と公益性を重視するとともに、表面化しにくい市民の意見を議会審議や政策形成につなげるための議会運営のあり方について検討することを求めます。